

○茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則

平成 22 年 3 月 26 日

規則第 17 号

改正 平成 23 年 12 月 20 日規則第 43 号

(題名改称)

平成 29 年 3 月 28 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茅ヶ崎市スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年茅ヶ崎市条例第 3 号）第 3 条の規定に基づき、茅ヶ崎市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 23 規則 43・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

- (1) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項
- (2) 法第 35 条に規定する補助金の交付
- (3) その他スポーツの推進に関する重要事項

(平 23 規則 43・追加)

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) スポーツ団体の代表者
- (3) 教育機関の代表者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平 2 3 規則 4 3 ・ 追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 2 3 規則 4 3 ・ 旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 2 3 規則 4 3 ・ 旧第 3 条繰下 ・ 一部改正)

(意見の聴収等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平 2 3 規則 4 3 ・ 旧第 4 条繰下)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、文化生涯学習部スポーツ推進課において処理する。

(平 2 3 規則 4 3 ・ 旧第 5 条繰下、平 2 9 規則 8 ・ 一部改正)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 2 3 規則 4 3 ・ 旧第 6 条繰下)

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年規則第 4 3 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 スポーツ基本法 (平成 2 3 年法律第 7 8 号) の施行の際現に茅ヶ崎市特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び茅ヶ崎市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（平成２３年茅ヶ崎市条例第４０号）による改正前の茅ヶ崎市スポーツ振興審議会条例（昭和３７年茅ヶ崎市条例第３号）第１条の規定により設置された茅ヶ崎市スポーツ振興審議会（以下「茅ヶ崎市スポーツ振興審議会」という。）の委員である者は、改正後の茅ヶ崎市スポーツ推進審議会規則（以下「新規則」という。）第３条第１項の規定により茅ヶ崎市スポーツ推進審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その任期は、新規則第３条第２項の規定にかかわらず、平成２４年５月３１日までとする。

- ３ スポーツ基本法の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市スポーツ振興審議会条例施行規則第２条第１項の規定により定められた会長又は副会長である者は、それぞれ、新規則第４条第１項の規定により会長又は副会長として定められた者とみなす。

附 則（平成２９年規則第８号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。